

株式会社住化分析センター 約款

[約款の目的]

第1条 本約款は、委託者であるお客様（以下「お客様」といいます）が分析、分析法の開発もしくはバリデーション、測定、試験、検査、解析または評価（以下「本業務」といいます）を株式会社住化分析センター（以下「SCAS」といいます）に委託し、SCASがこれを受託するにあたり、共通する事項について定めます。

[個別契約の成立]

第2条 個別の本業務に関する契約（以下「個別契約」といいます）は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立します。本業務の件名、内容、期間、委託金および支払条件は、個別契約で定めます。なお、本約款と個別契約の定めが矛盾がある場合は、個別契約の定めが優先します。

- (1) SCASがお客様に見積書を提示し、お客様がこれを書面または電子メールで承諾した時
- (2) SCASが提示した見積書にもとづく、お客様の依頼を、SCASが書面または電子メールで承諾した時
- (3) お客様とSCASが書面または電子署名を付した電子ファイルの形式で合意した時

[技術情報等の提供]

第3条 お客様には、本業務および本業務に付随した試料採取等の作業（以下総称して「本業務作業等」といいます）に必要な技術情報、試料、ソフトウェアならびにそれらの取扱いおよび本業務作業等における安全衛生、環境保全、法令遵守対応等の留意すべき事項を示した資料（次の各号に定めるもので適用があるものを含みますがこれに限りません。以下総称して「本資料等」といいます）をSCASに無償で提供いただきます。SCASは、本資料等の提供を受けるまで本業務に着手する義務を負わず、本業務の遅延について責めを負いません。

- (1) 試料取扱い上の注意事項、法令にもとづく規制の適用有無その他試料に関する情報を記入するSCAS所定の書式（別紙を含みます）
 - (2) 安全データシート
 - (3) 消防法に定める事項を記載したイエローカード
 - (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律にもとづく添付文書およびインタビューフォーム
2. 次の各号のいずれかの場合、お客様には本資料等をただちにご修正または更新いただきます。SCASは、当該本資料等が修正または更新されるまで、本業務の着手を延期することができます。または既に着手した本業務を中断できます。
- (1) 本資料等に誤り、不足または不具合（以下総称して「誤り等」といいます）が見つかった場合
 - (2) 法令改正等により本資料等の更新が必要な場合
3. 第1項各号に定める本資料等（以下総称して「注意事項等」といいます）につき、第2項にもとづく修正または更新が必要な場合であって、同項にもとづくお客様においてご修正または更新いただいた内容をSCASが検討した結果、適正または適法に試料を取り扱うことができないと判断したとき、SCASは、本業務を中止し、個別契約を解約できます。本項にもとづく本業務を中止した場合、SCASは既に受領した試料を第9条第4項の定めに従い返却または廃棄できます。
4. お客様には、本資料等の誤り等に起因してSCASが被った損害を賠償いただきます。
5. SCASは、本資料等を個別契約の目的のみに使用し、お客様の書面または電子メールによる事前の同意なく他の目的に使用しません。
6. SCASまたは第6条に規定する再委託先による本資料等の受領、取得、使用等が第三者の知的財産権等の権利を侵害したまたはそのおそれがあるとして、第三者からSCASまたは当該再委託先が請求を受けた場合は、お客様には、お客様のご責任とご負担において、当該請求からSCASおよび当該再委託先を防御・免責いただきます。

[報告書]

- 第4条 SCASは、本業務の結果を記載した報告書を個別契約で定める期日までにお客様に提出します。なお、当該報告書をお客様が検収した時点で本業務は終了します。
2. お客様は、本業務の期間中において、本業務の進捗状況についてSCASに報告を求めることができます。
 3. SCASは、報告書の写しを報告書提出後3年間保管します。

[報告書提出期限の延長]

第5条 SCASが、個別契約に定める期日までに本業務の結果を報告できないと見込まれるときは、事前に遅延理由等を付してお客様に申し出をし、お客様の同意を得て期日を延長することができます。

[再委託]

第6条 SCASは、本業務作業等の一部または全部を、SCASが本約款および個別契約により負うのと同等の義務を課したうえで、第三者（以下「再委託先」といいます）に再委託できます。

[委託金の支払]

第7条 お客様には、個別契約で定める委託金を消費税等相当額と併せて、SCASが発行する請求書に記載された期日までにSCASの指定する銀行口座に振り込み支払いただきます。銀行振込手数料は、お客様にご負担いただきます。

[秘密保持]

- 第8条 お客様およびSCASは、個別契約の存在および内容ならびに個別契約の締結および履行に関し、相手方から開示または提供を受けた次の各号のいずれかに該当する情報および試料（以下総称して「本情報」といいます）の秘密を厳守し、相手方の書面または電子メールによる事前の同意なく、第三者に開示もしくは提供し、または個別契約以外の目的に使用してはなりません。
- (1) 秘密である旨が明示された書面、資料、図面、電子媒体、電子メールその他の媒体により開示または提供を受けたもの
 - (2) 秘密である旨指定したうえで口頭または視覚的手段により開示を受けた情報であって、開示後30日以内に開示の内容を書面または電子メールにし、かつ当該書面または電子メールにおいて秘密である旨明示して提供されたもの
2. SCASは、本業務実施の事実および結果（以下「本業務結果等」といいます）の秘密を厳守し、お客様の書面または電子メールによる事前の同意なく第三者に開示または提供しません。
3. 第1項の定めにかかわらず、お客様およびSCASは次の各号のいずれかに該当する本情報については、秘密保持および目的外使用の禁止義務を負いません。
 - (1) 相手方から開示または提供を受けたとき、公知または公用となっていたもの
 - (2) 相手方から開示または提供を受けたとき、自ら保有していたもの
 - (3) 相手方から開示または提供を受けた後に、自己の責によらないで公知または公用となったもの
 - (4) 各当事者が正当な権限を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの
 - (5) 各当事者が相手方の資料や情報によらず独自に開発したものの
 4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、お客様およびSCASは、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に定める第三者に本情報および本業務結果等（以下総称して「秘密情報」といいます）を開示または提供できるものとします。
 - (1) 本約款または個別契約に関する相談のために必要な範囲内、かつ、自らが本約款にもとづく負う義務と同等の義務

を遵守させることを条件に、自己が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー（以下総称して「弁護士等」といいます）に対して、秘密情報を開示または提供する場合。

- (2) SCASが、本業務作業等のために必要な範囲内かつ、自らが本約款にもとづき負う義務と同等の義務を遵守させることを条件に、再委託先に対して、秘密情報を開示または提供する場合。
- (3) お客様またはSCASが、裁判所、行政機関、監督官庁その他の公的機関から法令、規則、判決、命令、処分等（以下総称して「法令等」といいます）に基づき、秘密情報の開示または提供を求められたときで、当該公的機関に要求された範囲内で秘密情報を開示または提供する場合。なお、法令等または当該公的機関の要請により通知が制限されている場合を除き、当該事態について事前に、または事前の通知が不可能な場合は事後可能な限りすみやかに相手方に通知することを条件とします。

[本情報の返却等]

- 第9条 お客様およびSCASは、法令またはISO等の標準規格等を遵守するために本情報の保管が必要な場合を除き、相手方が要求したときは、その指示にもとづき、速やかに本情報を返却、廃棄または消去しなければなりません。
2. 前項の定めにかかわらず、SCASは、お客様から提供を受けた試料（本項および次項において残試料を含みます）を本業務終了後、または別途お客様から本業務終了前に指示された時点で、第4項の定めに従い返却または廃棄します。
 3. 第1項および前項の定めにかかわらず、お客様とSCASで合意した場合、SCASは本業務終了後も本情報または試料を保管します。この場合の対価等の条件はお客様とSCASで合意のうえ定めます。なお、本項にもとづく試料の保管期間中に、当該試料に関する注意事項等について第3条第2項各号のいずれかの事態が生じ、ご修正または更新が必要な場合は、お客様にはSCASにただちにご修正または更新の内容をご連絡いただきます。SCASが当該注意事項等のご修正または更新内容を検討した結果、適正または適法に試料の保管を継続できないと判断した場合、SCASは当該試料を次項の定めに従い返却または廃棄できます。
 4. 第3条第3項または本条第2項もしくは前項にもとづく試料の返却または廃棄にかかる費用はお客様にご負担いただきます。お客様から、SCASに対し、試料の返却または廃棄に関わる消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令にもとづく試料の返却または廃棄にあたっての対応事項その他必要なご指示をいただきます。当該法令の遵守については、当該法令に反しない範囲で、お客様が責任を負います。当該ご指示の内容をSCASで検討した結果、当該ご指示の内容が不適切もしくは不十分、または当該ご指示の内容に従った対応が困難と判断した場合、お客様には当該試料をお客様のご責任および費用で引き取りいただきます。

[知的財産権等の帰属]

- 第10条 本業務の結果に係る知的財産権および当該知的財産権を受ける権利は、お客様に帰属します。
2. 前項にかかわらず、本業務の過程においてSCASが創出した分析等の業務の実施法に係る知的財産権および当該知的財産権を受ける権利は、SCASに帰属します。ただし、本業務が分析法の開発またはパリエーションに係る業務である場合は、当該権利はお客様に帰属します。

[公表]

- 第11条 本業務の結果の全部または一部につきお客様が公表を希望されるときは、第8条第1項を遵守いただいたうえでいつでも行うことができます。ただし、その内容に前条にもとづくその権利がSCASに帰属する分析等の業務の実施法が含まれる場合は、事前にSCASの書面または電子メールによる同意を得なければなりません。
2. SCASは、お客様の事前の書面または電子メールによる同意なくして本業務の結果の全部または一部を公表してはなりません。

[商号等の使用]

- 第12条 お客様は、SCASの商号、略称その他SCASを特定しうる表記（以下総称して「商号等」といいます）の使用または表示をご希望の場合、SCASの商号等の使用または表示を法令にもとづき義務付けられるときを除き、SCASの事前の書面または電子メールによる同意を得なければなりません。

[責任]

- 第13条 SCASは本業務の遂行およびその結果につき、個別契約で合意した方法に基づき本業務を遂行することのみを保証し、本業務の遂行および結果の利用が第三者の知的財産権に抵触しないことを含め、その他一切の保証はいたしません。
2. 前項の保証に反して、SCASが個別契約で合意した方法を逸脱して本業務を遂行した場合、SCASとお客様は、協議のうえ次のいずれかの措置を決定するものとします。ただし、SCASの責めに帰さない事由により逸脱が発生した場合は、SCASは本項の措置を取る義務を負いません。
 - (1) SCASの費用負担のもと本業務の再実施を行う。
 - (2) 委託金の減額または支払済みの委託金の全部もしくは一部を返金する。
 3. SCASは、本業務の遂行およびその結果につき、前項に定める以外に責任を負いません。

[反社会的勢力の排除]

- 第14条 お客様およびSCASは、自己および自己の従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様およびSCASは、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計または威力により相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
 3. お客様またはSCASは、相手方が前各項のいずれかに違反し、またはそのおそれがあると合理的に判断される場合は、相手方に書面による報告の提出を要求することができ、相手方は正当な理由なく拒否できません。
 4. お客様またはSCASは、相手方が前各項のいずれかに違反した場合は、何らの催告なく直ちに個別契約を含むお客様とSCAS間のすべての契約を解除することができます。
 5. お客様またはSCASは、前項にもとづく契約を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に対し請求することができます。この場合において、契約を解除された当事者は、当該解除により損害が生じたとしても、相手方に損害賠償を請求することができません。

[存続条項]

- 第15条 個別契約の有効期間にかかわらず、第8条および第11条は、対象となる本業務ごとに当該本業務終了後5年間、第3条第4項、第5項および第6項、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条第5項、本条、第16条第2項、第19条ならびに第20条は対象事項が存在する限り有効に存続します。

[期限の利益の喪失等]

第16条 お客様およびSCASは、次の各号のいずれかに該当するときは個別契約にもとづく否とを問わず、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失い、即時その全部の履行をしなければなりません。この場合、相手方は、直ちに次の各号のいずれかに該当した当事者に対する債務の履行を停止し、また、何らの催告を要せず、直ちに個別契約を解除することができます。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立を受け、または自らこれを申立てたとき
 - (2) その財産につき差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受けたときまたは公租公課を滞納したとき
 - (3) 自らの財産または自らの債務のために第三者が担保提供した財産につき、法定の手続によると否とを問わず、担保権の実行の着手がなされたとき
 - (4) 手形を不渡りとする等支払を停止し、または支払不能の状況にあると認められるとき
 - (5) 重要な営業もしくは財産の譲渡、営業の廃止もしくは変更、解散、組織変更、株主の著しい変動その他会社資産、信用もしくは事業に重大なる変更が生じたときまたはこれらの決議を行ったとき
 - (6) 監督官庁から業務の停止処分または営業の免許もしくは登録の取消処分を受けたとき
 - (7) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき
 - (8) いずれかの個別契約または本約款にもとづく金銭の支払を期日までに行わなかったとき
 - (9) いずれかの個別契約または本約款の金銭支払義務に関する条項以外の各条項の一に違反し、かつ違反事実を知った日または相手方から違反是正の催告を受けた日のいずれか早い日から30日以内に違反を是正しなかったとき
 - (10) 本約款にもとづく取引を継続しがたい背信行為があるとき
 - (11) その他前各号に準じる場合
2. 前項の定めは、解除権を行使した当事者が、相手方に対して損害賠償請求その他の処置をとることを妨げません。

[個別契約の変更・解約]

第17条 お客様およびSCASは、個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議のうえその同意を得て、個別契約を変更または解約することができます。委託金は、両者協議のうえ相当と認められる金額に変更します。

[不可抗力]

第18条 天災地変、疫病、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、輸送機関の事故等の不可抗力その他のSCASの責に帰し得ない事由により本業務の全部または一部の履行が不能となり、または遅延した場合には、SCASはその債務不履行につき責任を負わず、またお客様またはSCASは相手方にその旨を通知することにより影響を受けた本業務を終了させることができます。この場合、両者協議のうえ本業務の終了にともなう費用および経費の取扱いを決定します。

[個人情報の取扱い]

第19条 お客様およびSCASは、個別契約の履行のために相手方に提供する個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律および関連法令を遵守し、個別契約の履行のために必要な個人情報のみを相手方に提供します。

[協議事項]

第20条 本約款に定めのない事項および本約款の各条項の解釈に疑義のある事項について、両者誠意をもって協議のうえ解決します。

以上 (2022.3.1)